



はいりょ
人権に配慮した
インターネットの活用

身につけよう情報モラル



人権に配慮した インターネットの活用



はじめに

情報技術が進み、コンピュータや携帯電話せいたいを使ってインターネットを利用する人が急速に増えてきています。

一方でインターネット利用者の増加に伴い、様々なトラブルも発生してきています。これらのトラブルの原因の一つに、利用する人が情報モラルを十分身につけていないことが考えられます。

私たちは、これらのトラブルをなくしていくために、情報モラルを身につけておく必要があります。このリーフレットでは、人権に配慮した情報モラルと、人権にかかわるトラブルに巻き込まれた場合に、どのようにしたらよいのかということを中心にまとめています。

情報モラル とは？



情報モラルとは、インターネットなどの情報通信ネットワークを正しく利用するためのもとなる考え方と態度のことです。つまり、情報社会の中で「すべきこと」「すべきではないこと」「してもよいこと」「しないほうがよいこと」といった善悪の区別・判断についての知識を身につけ、正しく行動しようとする態度のことです。

私たちは、日常の生活の中で常識的なルールやマナーによって生活をしています。しかし、現在のように情報技術の開発が急速に進んでくると、今までにあるルールやマナーではどのようにすればよいのか分からないような新たな場面に直面する機会が多くなります。

このような場面に備えて、私たちは、日常の生活上のルールやマナーに加え、インターネットや情報通信ネットワークを使用するときの新しいルールやマナーを身につけることが必要になってきています。



正しく利用するために

1 常に心がけておきたいこと

インターネットなどの情報通信ネットワークを通して話をする場合、つい通信先の相手の存在を忘れて、自分の目の前にあるコンピュータに話をしているような錯覚さくかくに陥おちいることがあります。

また、ビデオゲームの場合などコンピュータの自動応答を人間的なものと混同してしまうこともあります。相手が人であるか、ものであるかを場面に応じて区別することが必要です。

特に、情報の収集・発信などの活動は、基本的には「人と人とのコミュニケーション」であるということを常に意識しておくことが必要です。

その上で、情報の送り手と受け手の間では、互いの人権に配慮した情報のやりとりをするようにしましょう。



2 身につけたい人権に配慮した情報モラル

(1) 情報を集めるときに守りたいこと

- 個人の情報は、公的な機関が公表しているもの、または、本人から直接聞いたものや、本人のWebページウェブなどから集めて利用するようにしましょう。
- インターネット上にある文章やイラスト、写真などの利用は、通常作成した人の承諾しょうどくを得る必要があります。無断で利用すると、著作権の侵害しんがいになる場合があります。(著作権についての詳しい内容は、最終ページのインターネット上のトラブルなどについて相談できる窓口及び関連サイト一覧にある「著作権Q&Aシリーズ」のWebページを参考にしましょう。)
- インターネットなどで入手できる情報の中には、間違まちがったものや偽りいつはりがあるものもあります。利用するときは、複数の情報源から情報を集めて、その内容を比べるなどして、正確かどうか確認してから利用するようにしましょう。



(2) 情報を発信するときに守りたいこと

- 情報を発信するときは、常に人権への配慮に心がけましょう。特に、情報通信ネットワークを利用したコミュニケーション（メール、チャットなど）は、相互に思いやりをもって行いましょう。
- 公表していない他人の個人情報を第三者に伝えることは、人権侵害となるおそれがあるので注意しましょう。
- 他人がつくったイラストや写真等をコピーして利用する場合などには、著作権を侵害しないようにしましょう。
- 他人に伝える情報の内容は、正確性を保つ必要があります。また、伝えた時は正確であっても、時間が経過することによって正確でなくなる場合があります。特に、Webページなどで伝える場合は、常に情報の更新を行うようにしましょう。



人権にかかわるトラブルの事例と対応

Aさんがインターネットを使って調べ学習をしていると、あるサイトに掲示板がありました。その掲示板を見ていると、同じクラスのBさんがその掲示板に質問を書いていた。Bさんがちょっと離れた席にいたので、Aさんは、Bさんの質問に対して掲示板を使って返事を書きました。すると、Bさんから返事があり、教室の中で掲示板を使った会話が始まりました。

その中で、今日の休み時間にけんかをしたCさんのことを書いてしまいました。BさんもCさんとけんかをしたことがあり、掲示板を使ってのCさんの悪口がしばらく続きました。

他のクラスでも、調べ学習の時間にこの掲示板を見た人がたくさんいて、Cさんの悪口が学校中に広まってしまいました。



このようなことを起こさないために

インターネットは、教室の中も外も、海外にまでも、同じようにつながっています。内話のつもりでも、多くの人に、広く、速く伝わってしまいます。

悪意はなくても人の心を傷つけるような内容を書き込むことは、人権侵害になるのでやめましょう。

悪口などの書き込みをしてしまったら

名前を書いた本人に対してきちんと謝るとともに、掲示板を管理している人に対しても謝り、書き込みを削除するように依頼しましょう。

誠実な態度でのぞむようにしましょう。



このようなことに出会ったら

- インターネットを見ていると、掲示板に個人を特定して、いやがらせや悪口を書いたり、^{こうげき}攻撃をしたりする内容を書き込む人がいました。
- インターネットを見ていると、明らかに人権侵害にあたる差別的な内容が書き込まれていました。



↓ 次の手順で対応しましょう。

- 画面（Webページやメール）を保存します。
- 先生や保護者に相談し、人権にかかわる関連機関（県や市町村の人権窓口など）に連絡するか、直接掲示板の管理者に対し保存した内容を添付して、^{てんぷ}削除要請^{さくじょようせい}をしましょう。
- プロバイダ（インターネット接続業者）に対して、削除要請を^{いらい}依頼^{いらい}しましょう。
 - ※ 掲示板でのやりとりは、かえって相手がおもしろがったりする場合があるので、しないようにしましょう。
 - ※ 削除要請をするときは、メールや文書で行いましょう。（削除要請文例を参考にしてください。）
 - ※ 関連機関に連絡したり、相談したりする場合は、最終ページ関連サイト一覧を見て、参考にしましょう。

削除要請文例

～管理者に対して～

あなたが管理しているインターネット上の〇〇〇のスレッドに書き込まれている内容の一部は、特定の人を〇〇〇〇するものであり、憲法で保障された^{ほんぽう}基本的人権を著しく侵害するものであります。このような書き込みを^{ほうち}放置^{ほうち}しておくことは、決して許されるものではありません。別紙に示すスレッドと書き込みを直ちに削除してください。

平成 年 月 日

〇〇〇〇管理者

〇〇 〇〇様

氏 名

インターネット上のトラブルなどについて 相談できる窓口及び関連サイト一覧

●岡山県産業労働部人権・同和対策課 ☎086-226-7406

<http://www.pref.okayama.jp/sangyo/jinken/jinken.htm>

●岡山県教育庁人権・同和教育課 ☎086-226-7611

<http://www.pref.okayama.jp/kyoiku/jinkyoy/jinkyoy.htm>

●岡山地方法務局人権擁護課 ☎086-224-5761

<http://www.jinken.go.jp/okayama/contact/jyosetsu.htm#houmukyoku>

●人権相談窓口の紹介Web

<http://www.pref.okayama.jp/syoko/jinken/soudan/soudan.htm>

●メール引き受けサービス (i-ethics学校教育と情報倫理K12インターネットと教育研究協議会)

<http://i-ethics.k12.gr.jp/hole.html>

不幸のメール、幸福のメール、気持ちの悪いメール、脅迫メールなどのチェーンメールを受け取った場合、そのメールを引き受けてくれるサイトです。i-ethicsワーキンググループが運営していますので学校でも安心して利用できます。

●インターネット使用上の注意 (総務省)

<http://www.kids.soumu.go.jp/internet/caution/index.html>

コンピュータウイルスやネチケット、なりすましなどインターネットを使用する場合の注意点を「通信白書 for kids」のホームページで、子ども向けに解説しています。

●インターネットを利用するためのルールとマナー集 (財団法人インターネット協会)

<http://www.iajapan.org/rule/rule4child/>
<http://www.iajapan.org/hotline/>

教師・保護者・子ども向けに、インターネットを利用する子どものためのルールとマナー集として、法律にかかわることや、電子メール、掲示板、チャット、オンラインショッピングなどを解説しています。

●WEB110 <http://www.web110.com/>

民間の非営利目的の組織が運営しているサイトです。インターネットに関するトラブル相談掲示板や防衛マニュアル、法律Q&A集、相談事例集が掲載されています。被害相談窓口もあります。

●著作権Q & Aシリーズ (社団法人著作権情報センター)

<http://www.cric.or.jp/qa/qa.html>
<http://www.kidscric.com/> (コピーライトワールド-kids版-)

「著作権とは何か?」から、著作権に関する疑問をQ & A形式で説明しています。著作権相談室 (著作権テレホンガイド) もあります。「はじめての著作権講座」「市町村のしごとと著作権」(著作権情報センター発行図書) などとも紹介しています。

●岡山県警察ハイテク犯罪対策室

<http://www.pref.okayama.jp/kenkei/pseikatu/hightech/>

ハイテク犯罪防止対策のための「緊急対策情報」や「インターネット上のトラブルや被害にあわないために」を情報提供しています。

このリーフレットを作成するために参考にした図書

「インターネット活用のための情報モラル指導事例集」
財団法人 コンピュータ教育開発センター発行

平成16年 1月発行
平成16年10月改訂

岡山県人権教育推進マトリックス会議
[岡山県教育庁 人権教育推進室 人権・同和教育課]

夢づくり進行中

みんな同じ
社会の一員



2002-2006



岡山県

R100

岡山県立大学 岡山県立大学 岡山県立大学